

〈小学校生鮮物資〉〈中学校生鮮物資〉〈一般選品物資〉
令和 9・10 年度 岸和田市学校給食用物資納入業者登録申請要領

岸和田市の学校給食において安全安心な給食物資を安定して確保するため、登録業者を募りその中から業者選定を行うものです。納入を希望される方は、次の要領で登録申請してください。

なお、本登録は学校給食用物資を納入する資格を得るためのものであり、登録によって給食物資の発注を確約するものではありません。(令和 7・8 年度で登録している事業者も更新登録が必要です。)

1 物資の種類

物資の詳細については、別添「岸和田市学校給食用物資の手引き」をご確認ください。

種類	納品場所	内容
小学校生鮮物資	小学校	野菜、果物、精肉、こんにゃく
中学校生鮮物資	給食センター	野菜、果物、精肉
一般選品物資	小学校、中学校、給食センター	調味料、乾物、缶詰、冷凍食品、肉・魚・野菜等の加工品、揚げ油(米白絞油)、殺菌液卵 等

※(公財)大阪府学校給食会取り扱い物資については上記の対象外となります。

※登録にあたっては、小学校生鮮物資、中学校生鮮物資、一般選品物資を選択してください。(複数選択可)
登録申請書の受付終了後の変更はできませんのでご注意ください。

2 登録の基準

納入業者として登録するに際しては、学校給食の意義や役割を理解していただくとともに、次の基準をすべて満たしている必要があります。

(1)立地条件

納入可能な地域に店舗、営業所等があること。

(2)信用状況

ア 取引に適する販売実績があること。

イ 店舗、工場または営業所等固定の施設を有し、年間を通じ営業を行なっていること。

ウ 営業歴が適正、かつ経営状況が良好であること。

エ 岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年 6 月 27 日制定)に規定する入札参加除外者でないこと。

オ 引き続き 1 年以上その業務を行っていること。

カ 関係法令、並びに諸規定を遵守するとともに、納税義務を履行していること。

キ 仲介業でないこと。

(3)衛生状況

ア 衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、食の安全および厚生労働省が定める食品衛生法に基づく衛生管理が徹底されていること。

イ 従業員の保健衛生の管理監督を行っていること。

ウ 食品の仕入れにあたっては適正に管理が行われたものを仕入れ、品質、鮮度、表示等を点検した上で納品できること。

エ 食品衛生に関する法律およびその他の関連法令等を遵守していること。

オ 配送を委託する場合、委託先においても同様の衛生管理が行われていること。

(4)供給能力

ア 物資の仕入れや製造加工能力を有し、岸和田市が求める学校給食の必要量を確保できること。

イ 指示する品質規格、納入規格により納入ができること。

ウ 指定の日時、場所に遅延することなく正確に配送できる能力を有していること。

エ 数量の不足及び不良品等が生じた場合の緊急需要に即応しうる設備、能力を有していること。

オ 不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

3 登録申請書の受付期間・場所・方法

受付期間	令和8年9月1日(火)～令和8年9月30日(水) 平日 9時～17時30分
受付場所	岸和田市学校給食センター 1階 学校給食課(岸和田市岸の丘町三丁目6番60号)
受付方法	持参又は郵送:令和8年9月30日(水)必着 郵送の場合は、レターパック・簡易書留など記録が残る方法で提出。 なお、封筒の表面(宛名面)には <u>宛名ラベル</u> *(3ページ)を貼付または同じ内容を記入。
登録有効期間	令和9・10年度(令和9年4月1日～令和11年3月31日)の2年間

※上記、受付期間終了後については、令和10年度(令和10年4月1日～令和11年3月31日)の1年間のみを登録有効期間とする申請を令和10年9月に受け付けます。詳しくは学校給食課までお問い合わせください。

※申請内容に事実と相違があった場合や、登録基準を満たしていないことが判明した場合、契約内容に違反した場合は、期間途中でも登録を取り消すことがあります。

4 登録申請に必要な書類

提出書類		法人	個人	備考
1	岸和田市学校給食用物資納入業者登録申請書	○	○	岸和田市ホームページからダウンロードできます。
2	納税証明書 完納証明書 *写し可	○		国]「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の3) 市町村] 法人の完納証明書 市町村] 代表者の完納証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの
			○	国]「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2) 市町村] 代表者の完納証明書 *非課税の場合は非課税証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの
3	登記事項証明書 *写し可	○		法人に係る履歴事項全部証明書 ※発行日から3ヶ月以内のもの
4	営業許可証の写し	○	○	食品衛生法に基づく許可を要する業種のみ (申請書営業許可業種参照) ※有効期限内のもの
5	食品衛生監視票の写し	○	○	食品衛生法に基づく許可を要する業種、および製造加工業のみ。 ※監視日から1年以内のもの。なければ令和9年3月末日までに提出。

5 審査および結果

受付期間終了後、岸和田市学校給食用物資納入業者選定審査会にて審査します。

※書類審査、現地審査(現地審査で訪問する業者には、事前に連絡)の総合審査になります。

登録審査結果は書面で通知します。(令和8年11月30日発送予定)

納入業者向け説明会を行います。(令和8年12月11日)

6 その他

- *同じ代表者、かつ同じ種類の物資に複数社の登録はできません。
- *書類に不足または不備がある場合は、指示する期日までに提出してください。
- *登録審査後の小学校納入業者の選定方法については、「岸和田市学校給食用物資の手引き(小学校生鮮物資)」に記載しておりますのでご確認ください。
- *特に本市が必要と認める物資については、登録がなくても発注する場合があります。

7 担当部署・郵送先

岸和田市教育委員会 教育総務部 学校給食課

〒596-0817 岸和田市岸の丘町三丁目6番60号（岸和田市学校給食センター内）

TEL:072-447-6471 E-mail: kyushoku@city.kishiwada.lg.jp

※送付する際に、提出書類が揃っていることを確認の上、下記の宛名ラベルを封筒に貼付または同じ内容を記入して送付してください。

【法人用 提出書類チェック表】 揃っていることを確認し✓を記入してください。→

	チェック	備考
1 岸和田市学校給食用物資納入業者登録申請書		
2 納税証明書*写し可	国] 法人税、消費税及地方消費税の納税証明書（その3の3）	発行日から3ヶ月以内
完納証明書*写し可	市町村] 法人の完納証明書	発行日から3ヶ月以内
	市町村] 代表者の完納証明書	発行日から3ヶ月以内
3 登記事項証明書 *写し可 *法人のみ		発行日から3ヶ月以内
4 営業許可証（写）*食品衛生法に基づく許可を要する業者のみ（申請書営業許可業種参照）		有効期限内のもの
5 食品衛生監視票（写）*食品衛生法に基づく許可を要する業者、および製造加工業のみ		監視日から1年以内

【個人用 提出書類チェック表】 揃っていることを確認し✓を記入してください。→

	チェック	備考
1 岸和田市学校給食用物資納入業者登録申請書		
2 納税証明書*写し可	国] 申告所得税、消費税及地方消費税の納税証明書（その3の2）	発行日から3ヶ月以内
完納証明書*写し可	市町村] 完納証明書 *非課税の場合は非課税証明書	発行日から3ヶ月以内
4 営業許可証（写）*食品衛生法に基づく許可を要する業者のみ（申請書営業許可業種参照）		有効期限内のもの
5 食品衛生監視票（写）*食品衛生法に基づく許可を要する業者、および製造加工業のみ		監視日から1年以内

*宛名ラベル

〒596-0817

岸和田市岸の丘町三丁目6番60号（岸和田市学校給食センター）

岸和田市教育委員会 学校給食課 宛

令和9・10年度 岸和田市学校給食用物資納入業者登録申請書 在中